

令和 2 年 第 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開催年月日		令和2年3月26日（木）								
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時04分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時20分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席		
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席		
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席		
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席		
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席		
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席		
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		欠席		
	8	江 原 勝		欠席	8	安 野 和 好		出席		
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席		
	10	岩 上 賢		出席						
	11	荒 井 肇		出席						
	12	白 石 富 子		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名		
14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		3名			
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	嶋崎 徹			主幹		手島 淳		
		主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子							
説明員		主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子			農政課		佐藤 秀幸		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時04分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております、総会資料3ページの農地法第4条第1項の第7号を第8号、農地法第5条第1項の第6号を第7号に訂正をお願いします。 また、総会資料4ページの農地法第4条第1項の第7号を第8号に訂正をお願いします。続いて、総会資料5ページの農地法第5条第1項の第6号を第7号に訂正をお願いします。
議長	議事録署名委員に小島委員、八木橋委員を指名いたします。
<u>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市外の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であること、今後、白岡市に居住する両親との同居予定であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

	番号２につきましては、譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、息子と同居するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号３につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市外の貸家にて生活しておりますが、子供の出産により、生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号４につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、資材置場への通路敷拡張のための申請です。 申請人につきましては、現在、申請地の隣接地を資材置場として利用しておりますが、進入路の幅員が狭く、通行に苦慮していたため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地であることから、第１種農地と判断されます。通常であれば、転用は不許可となるところですが、既存施設の拡張については例外的な許可規定があることから、農地転用の見込みがあるものとなります。 そのため、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１及び番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号１、２について３月２０日に現地確認を行いました。 番号１については、現地案内図の１ページ、番号２については、現地案内図の２ページを御覧ください。 番号１については、申請地は１０ha 以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺は学校や宅地が点在しており、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。

	また、番号２については、番号１の申請地から４００ｍくらいに位置しており、周辺には学校や宅地が点在し、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	説明が終了しました。これから番号３の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号３については、３月１９日に現地確認を行いました。 現地案内図の３ページを御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺は駅及び消防署や中央公民館、病院等が点在しており、市街化が著しい地域です。また、申請地は農作物等の作付けはされておりましたが、整地・管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	続きまして、番号４につきまして、委員から報告をお願いいたします。
委員	番号４について３月２１日に現地確認を行いました。 現地案内図の４ページを御覧ください。 申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第５号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第第５号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします

協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分

協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分

議長 協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 2 件でございます。
総会資料の 4 ページ目を御覧願います。

番号 1 につきましては、住宅敷のための転用です。
番号 2 につきましては、老人福祉施設敷のための転用です。

協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 5 件でございます。
総会資料の 5 から 6 ページ目を御覧願います。

番号 1 から 3 につきましては、住宅敷のための転用です。
番号 4 につきましては、住宅敷拡張のための転用です。
番号 5 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。
御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知

議長 続きまして、協議報告事項 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 1 件でございます。
総会資料の 7 ページ目を御覧願います。

番号 1 につきましては、令和 2 年 2 月 13 日に届出のあったものです。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

協議報告事項 4 その他

議長

質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。
事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

○農業委員会活動記録の提出について
・提出の協力ありがとうございました。
併せて、4月以降の新しい記録簿を配布させていただきましたので、今後はそちらをご利用ください。

○来月の農地パトロールについて
・4月14日 鈴木委員・江口委員・日勝地区推進委員
・4月28日 井上委員・篠津地区推進委員
必要に応じて日程変更をお願いします。
また、変更した際は、事務局へご連絡をお願いします。

○来月総会
・4月24日（金）午前9時
・議事録署名委員の小島委員、八木橋委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

事務局

以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

[意見・質疑等なし]

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

【終了 午前9時24分】